

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 決算事務説明会の案内 ◆ 健康体力測定のご案内(第5ブロック)
- ◆ 桂春蝶「独演会」のご案内(第5ブロック) ◆ ほうじん(春号)

●法人会(本部等主催)の行事

月	日	曜	内 容	
4	2	月	合同会議	13.30～ 於：事務局会議室
4	4	水	新社会人セミナー	10.00～ 於：ガーデンパレス
4	6	金	ブロック長会議	11.00～ 於：事務局会議室
4	9	月	福岡地区5法人会税制委員会	16.00～ 於：博多都ホテル

月	日	曜	内 容	
4	18	水	税の相談日	10.00～ 於：事務局会議室
4	16	月	監査	10.30～ 於：事務局会議室
4	17	火	総務委員会	10.30～ 於：事務局会議室
4	23	月	本部理事会	12.00～ 於：福岡ガーデンパレス

●青年部会、女性部会の主行事

月	日	曜	内 容	
4	17	月	青年部会役員会	11.00～ 於：福新楼



〔I〕税務カレンダー

4月の税務カレンダー

- 4月 1日 ●自動車税（県税）及び軽自動車税（市町村税）の賦課期日
- 4月 1日 ●固定資産税の課税台帳（土地（家屋）価格等縦覧帳簿）の縦覧開始
※① 縦覧期間は市町村によって異なります。
② 決定価格に対する審査の申出は納税通知書の交付を受けた日後60日までとされています。
- 4月 10日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
3月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限
3月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
- 4月 16日 ●給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限
- 5月 1日 ●2月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税
確定申告期限・納期限
- 8月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税
中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の2月、5月、8月、11月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の5月、8月、11月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 公益法人等の県民税及び市町村民税均等割の申告期限・納期限
- 軽自動車税及び固定資産税（第1期分）納期限
※ 市町村によって納期限が異なる場合があります。

〔Ⅱ〕知らないで損する税情報



減価償却制度の改正—4月1日以後取得減価償却資産から“200%定率法”で償却！

税理士 衛藤政憲

法人税率の引下げ等を内容とする昨年(2021年)の12月2日に公布された平成23年度の第2次改正法(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律)により、法人税及び所得税の定率法に係る減価償却制度について改正が行われていますので、今回はこの点について確認しておきたいと思います。

1 改正の背景

何故また減価償却制度の改正なのでしょう。減価償却制度については、平成19年度税制改正において、次のような大改正が行われています。

- ① 残存価額及び償却可能限度額が廃止されました。
- ② 定率法の償却方法に250%定率法が導入されました。
- ③ 資本的支出の取得価額加算の原則が変更されました。

この平成19年度の抜本的な減価償却制度の見直しは、経済がグローバル化し、国際競争力の強化が求められる中で、企業から我が国が生産活動や事業活動の拠点として選択されるようにするために、税制においても国際的なイコールフットイング(対等の立場、同等の条件)を確保することが重要であるということをもとに実施されたものでした。

そして更に、これに続く平成20年度の税制改正においては、機械装置について法定耐用年数及び資産区分が大幅に見直されました。

このような一連の減価償却制度の大改正から数年しかたっていない中で、今回また減価償却制度の改正が行われたのは、法人税率の引下げを実施するために課税ベースを拡大してその財源を確保する必要があったためと説明されています。

今回の改正内容については、平成22年11月4日開催の税制調査会当たりから具体的検討が開始され、当初は平成23年度の税制改正事項として平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産から適用することとされる予定でしたが、平成23年度の税制改正が第1次(平成23年6月30日)と第2次(平成23年12月2日)の2回にわたって行われるという変則的なものとなったために、この減価償却制度の改正もその実施が1年遅れることとなったのです。

2 改正の内容

(1) 定率法の償却率の見直し

平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産について定率法による場合の償却率が、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍した償却率とされ、定率法の償却方法は、従来の250%定率法から200%定率法に改められました。

この200%定率法に係る耐用年数100年までの耐用年数ごとの償却率、改定償却率及び保証率については、耐用年数省令の別表十に掲げられています。

この改正の結果、定率法の償却方法については、法人又は個人事業者がその減価償却資産を取得した時期により次の3通りとなりました。

- ① 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産・・・旧定率法
- ② 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産・・・250%定率法
- ③ 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産・・・200%定率法



(2) 定率法の償却率の見直しに伴う特例措置

今回の改正による事務負担を軽減するために次の特例措置が設けられています。

○ 特例措置－1

定率法を選定採用している3月決算以外の法人が平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度末までに、個人事業者が平成24年12月31日までにそれぞれ取得した減価償却資産については、250%定率法によることができます。

この特例措置の適用については、税務署長への届出等の手続はありません。

○ 特例措置－2

法人又は個人事業者が平成24年3月31日以前に取得して250%定率法を適用している既存の全ての減価償却資産について、法人は平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度の確定申告期限(延長後期限)までに、個人事業者は平成24年分所得税の確定申告期限までにそれぞれ届出をすることにより、法人は平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度か同日以後最初に開始する事業年度のいずれか選択した事業年度(3月決算法人の場合は平成25年3月期)から、個人事業者は平成24年分から200%定率法により償却することができます。

(3) 資本的支出に関する取得価額の特例の改正

250%定率法を適用している減価償却資産(本体資産)に平成24年4月1日以後に資本的支出(200%定率法適用資本的支出資産)をした場合については、本体資産と資本的支出資産の償却率が異なることから、これらを合計して一の減価償却資産とし、法人はその資本的支出をした日の属する事業年度の翌事業年度開始の日に、個人事業者はその資本的支出をした日の属する年分の翌年1月1日にそれぞれ取得したものとするとはできないこととされました。

※ 平成24年3月20日現在の法令通達等により記載しています。

◇ 公益社団法人福岡中部法人会は
税知識の普及と納税意識の高揚、税制に関する提言を行う事業のほか、よき経営者をめざす者の団体として、地域企業と地域社会に貢献することを目的とする事業を行っています。

